

## 小浜市小規模間伐推進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 小浜市における森林の多面的機能を発揮させるため、林業事業者等が行う国庫補助事業等の対象とならない森林整備等を支援するために交付する小浜市小規模間伐推進事業補助金（以下「補助金」という。）については、小浜市補助金等交付規則（昭和56年小浜市規則第22号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助事業等)

第2条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、保育間伐（切捨て間伐）および搬出間伐とし、事業主体、対象森林、事業内容、補助対象経費、補助率および補助金額の算出方法については、別表1のとおりとする。

### (補助金交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業実施計画書（様式第1号）
- (3) 収支予算書
- (4) 事業計画図（施業箇所や作業道の開設ルートが分かるもの）
- (5) 森林所有者の同意書（森林所有者以外が申請する場合）

### (交付決定)

第4条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書をもって当該申請者に通知する。

### (事業の着手)

第5条 事業の着手は、原則として交付決定後に行うものとする。ただし、やむを得ない事情により交付決定前に着手する必要がある場合には、事業者は、必要性を十分に検討したうえで、その具体的な理由を付して、小浜市小規模間伐推進事業補助金交付決定前着手届（様式第2号）を市長に提出するものとする。

### (補助事業の変更の申請および承認)

第6条 第4条の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助事業の内容もしくは経費配分を変更（軽微な変更を除く。）しようとするときは、第3条に示す様式を準用し、変更申請するものとする。市長はその内容を審査し、補助金の交付を適当であると認めるときは申請者に通知する。

(補助事業の中止の申請および承認)

第7条 交付決定者は、補助事業を中止しようとするときは、小浜市小規模間伐推進事業補助金中止申請書(様式第3号)を提出するものとする。市は、その内容を審査し、中止を承認する場合は小浜市小規模間伐推進事業補助金中止承認通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(実績の報告)

第8条 事業主体は、事業が完了したときは、補助金実績報告書に次の書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 収支決算書
- (2) 事業実績書(様式第5号)
- (3) その他事業内容に応じた書類(別表2のとおり)

(検査)

第9条 市長は、前条の実績報告書が提出された場合は、書類検査および現地検査を行うものとする。

2 現地検査は、事業実績書の施行地単位の10%以上を抽出して行う。ただし、森林作業道作設については、全路線現地検査を行う。

3 現地検査は、事業実績書の記載内容と合致し、適正かどうかをプロット(100㎡)による本数等で確認するものとし、確認箇所は次のとおりとする。

(1) 森林整備や獣害対策

- 面積 1.0ha まで . . . 1プロット
- 面積 3.0ha まで . . . 2プロット
- 面積 3.0ha 以上 . . . 3プロット以上

(2) 森林作業道の開設(全路線検測)

区分	検測箇所	規格値	検 測 箇 所 数	
			クローラー系車両	
延 長	測点間	-50cm	300mごとに1箇所以上	
幅 員	測 点	-10cm	300mごとに1箇所以上	
地 山 勾 配	測 点	±1%	必要に応じて検測	
構 造 物	延長	適 宜	-10cm	
	幅		-5cm	
	高さ		-5cm	
	厚		-1cm	

4 検査を実施したときは、検査調書(様式第6号)を作成する。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、第8条の補助金実績報告書の提出を受けたときは、交付する補助金の額を確定し、小浜市小規模間伐推進事業補助金交付確定通知書（様式第7号）により、申請者に通知する。ただし、確定額が交付決定額と同額の場合は、確定した旨の通知を省略することができる。

（補助金交付請求）

第11条 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、小浜市小規模間伐推進事業補助金交付請求書（様式第8号）に交付決定通知書および交付確定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。ただし、交付確定通知がされていない場合は交付決定通知書の写しのみ提出とする。

（関係書類の保管）

第12条 事業主体は、事業に係る経理および処理経過が明確にわかるよう関係書類を整備し、事業完了後の翌年度から起算して5年間保管しておくものとする。

（森林作業道台帳の整備）

第13条 事業主体は、作業路網を開設等した場合、福井県森林作業道実施基準（平成23年県材第600号。以下「県基準」という。）に基づき台帳を整備しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第14条 市長は、補助金の交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すものとし、小浜市小規模間伐推進事業補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

（1）虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

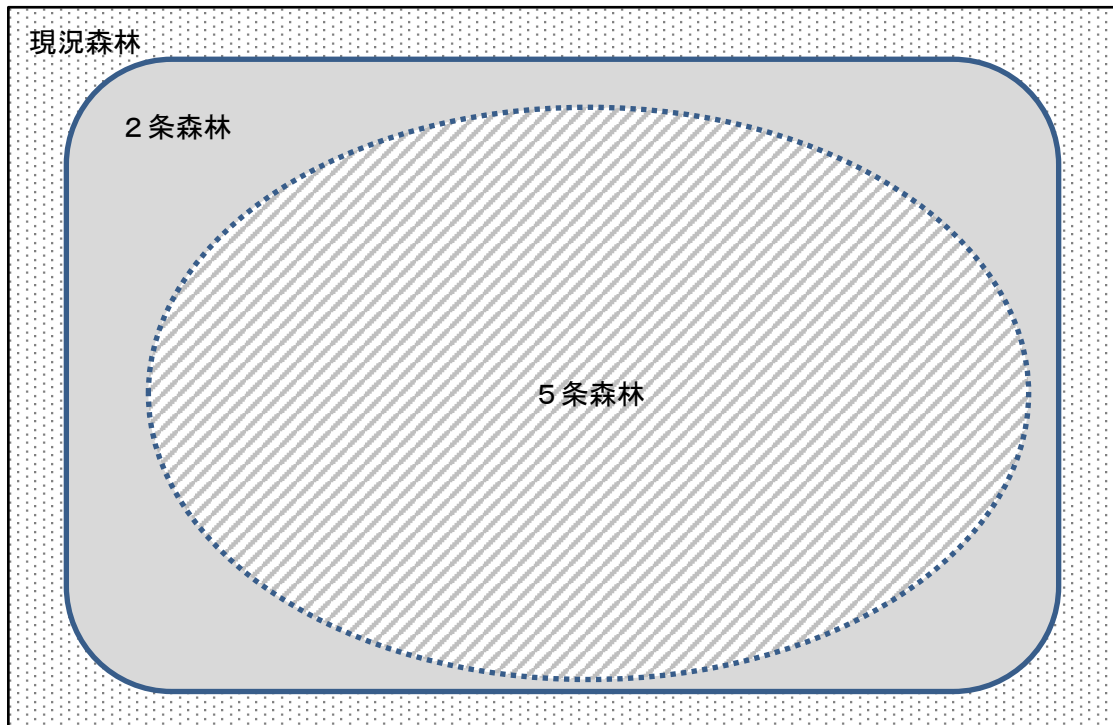
（2）この要綱の規定に違反したとき。


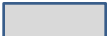

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、期限を決めて小浜市小規模間伐推進事業補助金返還命令通知書（様式第10号）により当該交付決定者に通知するものとする。


附則 この要綱、は令和2年4月1日から適用する。

（参考）

本事業での地域森林計画外の2条森林の定義について（農地法との関係）



-  農地法上の農地・・・現況が森林であっても、非農地の認定が行われていない
-  森林法上の2条森林・・・現況が森林で、農地ではない土地（5条を含む）
-  5条森林・・・地域森林計画区域内の森林

※本事業で対象とする「地域森林計画外の2条森林」とは、 の区域  
（現況が森林である土地のうち、非農地の認定が行われている5条森林以外の森林）  
（地目は問わない）

別表 1

事業項目	事業主体	対象森林	事業内容（対象森林・規模・要件等）	補助対象経費	補助率	補助金額の算定方法
(1) 保育間伐	意欲と能力のある林業経営体、森林所有者、森林所有者で構成される団体	森林法第 2 条および第 5 条に規定する森林のうち、人工林での施業を対象とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林経営計画が策定されていないもしくは策定することができない森林において実施する施業を対象とする。</li> <li>・ 適正な密度管理を目的として、7 齢級以下の林分で行うものを対象とする（立地条件等により搬出間伐の実施が困難な林分においては齢級の制限はないものとする）。</li> <li>・ 伐採率は本数率で 20%以上とし 1 施行地の事業規模は 0.05ha 以上 5ha 未満とする。</li> <li>・ 間伐と同時に実施する、枝打ち、鳥獣害防止施設等整備も対象とする。</li> </ul>	福井県が定める造林補助金対象経費を対象とする。	10/10	補助金額は福井県民有林森林整備補助金交付要綱（以下「県要綱」という。）ならびに福井県民有林森林整備補助金交付要領に準じて算定する。
(2) 搬出間伐 ※伐採した立木を搬出するもの			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林経営計画が策定されていないもしくは策定することができない森林において実施する施業を対象とする。</li> <li>・ 適正な密度管理を目的として実施するものを対象とし、齢級の制限はないものとする。</li> <li>・ 伐採率は本数率で 20%以上とし 1 施行地の事業規模は 0.05ha 以上 5ha 未満とする。</li> <li>・ 1 施工地あたり、10 m<sup>3</sup>/ha 以上の伐採木を搬出すること。</li> <li>・ 間伐と同時に実施する、枝打ち、鳥獣害防止施設等整備、森林作業道作設も対象とする。</li> <li>・ 作業道作設は、福井県森林作業道作設指針および県基準に準拠すること。</li> </ul>		9/10	

別表 2

事業項目	実績報告書へ添付する資料
(1) 保育間伐	<ul style="list-style-type: none"><li>①プロット調査野帳（任意様式）：間伐</li><li>②完了写真、工事写真および実測図（枝打ちの高さが異なる場合には区域を分けること）</li><li>③施業箇所位置図および空中写真（県要綱、県基準準用）</li><li>④造林補助事業（公共）の間接費率を使用する場合のみ現場労働者に係る社会保険等の加入状況調査表（県要綱準用）</li><li>⑤その他必要な書類（枝打ち本数は全木管理とする）</li></ul>
(2) 搬出間伐 ※伐採した立木を搬出するもの	<ul style="list-style-type: none"><li>①プロット調査野帳（任意様式）：間伐</li><li>②完了写真、工事写真および実測図（枝打ちの高さが異なる場合には区域を分けること）、作業道図面（県要綱、県基準準用）</li><li>③施業箇所位置図および空中写真（県要綱、県基準準用）</li><li>④造林補助事業（公共）の間接費率を使用する場合のみ現場労働者に係る社会保険等の加入状況調査表（県要綱準用）</li><li>⑤搬出材積集計表（県要綱準用）、その他伝票等</li><li>⑥その他必要な書類</li></ul>